

創業者のお悩み、課題を解決します！！

旭川しんきん創業ひろくま塾

塾生相互の
啓発と交流

経営に必要な
知識の体得

地域活性化
への貢献

じもじょき旭川
×
旭川しんきん



入塾要件

旭川信用金庫の営業地区内において、次のいずれかに該当する者

- ①創業後、概ね3年以内の事業を経営する者
- ②創業を具体的に計画している者
- ③その他、事務局の推薦を受けた者

活動内容

- ①実践的な経営セミナーへの参加
- ②異業種交流組織としてのイベント等への参加
- ③地域社会の活性化に寄与する活動等の実践

年塾費

無料(懇親会等開催時には、別途会費あり)

主催 事務局

旭川信用金庫

協力

有限責任事業組合 じもじょき旭川

締切

2024年
4月12日

※詳しくは、裏面の塾則をご覧ください。

～入塾をご希望の方、またはお問い合わせは下記まで～

旭川信用金庫 課題解決推進部(事務局)

TEL:0166-26-1175(直通)

MAIL:ask351@asahikawa-shinkin.co.jp

こちらのQRからも
申込できます♪



旭川しんきん

「旭川しんきん創業しろくま塾」塾則

- 第1条（名称） 本塾は「旭川しんきん創業しろくま塾」と称する。
- 第2条（事務局） 本塾の事務局は、旭川信用金庫 課題解決推進部内（旭川市4条通8丁目）に置く。
- 第3条（目的） 本塾は経営に必要な知識の体得、塾生相互の啓発を通じた事業の発展を推進し、地域社会の活性化に寄与する経営者の育成を図ることを目的とする。
- 第4条（活動） 本塾の活動年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、活動は1年単位で行う。
①実践的な経営セミナーの開催
②異業種交流組織として必要な事業・イベント等の企画および開催
③その他、本塾の運営および目的達成に必要な活動
- 第5条（塾生資格） 旭川信用金庫の営業地区内において活動する者で、次のいずれかに該当する者とする。
①創業後、概ね3年以内の事業経営者
②創業を具体的に計画している者
③その他、事務局の推薦を受けた者
- 第6条（入塾） ①本塾への入塾希望者は、所定の入塾届を提出する。
②本塾への入塾決定は、事務局の承認を必要とする。
- 第7条（塾費） ①年塾費は無料とする。
②別途、本塾の運営において必要な経費が発生する場合には、都度徴収することができる。
- 第8条（退塾） ①退塾を希望する塾生は、その申し出を事務局へ行うことにより、任意に退塾することができる。
②創業後5年を経過する事業経営者は、その年度末（3月31日）をもって、原則本塾を卒業（自動退塾）とする。
③参加状況その他において、本塾の塾生として相応しくないと事務局が判断した場合には、退塾を勧告することができる。
- 第9条（役員） 本塾の活動・運営を円滑にするため、次の役員を置くことができる。
①塾長 1名
②副塾長 若干名
③会計 1名
- 第10条（役員職務） ①塾長は旭川信用金庫理事長とし、本塾の活動を総括する。
②副塾長は塾長を補佐・運営する。
③会計は旭川信用金庫より選任し、塾の運営にかかわる財産を管理する。
- 第11条（塾則変更） 塾則の変更は、事務局および本塾役員によって決めるものとする。
- 第12条（その他） その他、本塾の運営にかかわる取決めは、事務局および本塾役員によって決定する。